

三田市条例第51号

三田市まなびと交流・共創施設条例

(設置)

第1条 市民一人一人の成長につながる多様な学びを支援するとともに、世代や属性を超えた交流を促進する場と機会を提供し、新たな価値をもった取組の創出や市民の自己実現を図る等により、地域社会の活性化に資するため、三田市まなびと交流・共創施設（以下「共創施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 共創施設の位置は、次のとおりとする。

三田市駅前町1008番

(業務)

第3条 共創施設は、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 職業能力の開発及び向上等の生涯にわたる学びの支援に関すること。
- (2) 世代又は属性を超えた交流の推進に関すること。
- (3) 起業、創業及び地域活動に対する意識の高まりに関すること。
- (4) 事業者及び高等教育機関等との連携並びに地域情報の提供等による活動支援に関すること。
- (5) 三田駅周辺を起点とした地域社会の活性化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(施設)

第4条 共創施設に次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 会議室
- (2) 共創スペース

(使用時間)

第5条 共創施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

に規定する休日 午前9時から午後6時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第6条 休所日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(使用の許可)

第7条 第4条各号に規定する施設(以下単に「施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、共創施設の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(3) 施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、共創施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長が公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長が指示した事項に違反したとき。
- (2) 使用者が詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用者が使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 災害その他緊急のやむを得ない理由があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共創施設の管理運営上支障があると認めるとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(誓約書の徴取等)

第13条 市長は、第7条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する同条例第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る施設の使用が暴力団を利することとなるか否かについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(立入り等)

第14条 市長は、共創施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用を許可した施設に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(特別の設備の設置に係る許可)

第15条 使用者が特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用权の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の義務)

第17条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、施設の使用を終えたとき又は第12条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第18条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第19条 共創施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により共創施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の利用の許可に関する業務

(2) 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 共創施設の維持管理に関する業務

(4) 第3条に規定する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条から前条まで、及び別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第11条及び第18条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条第2項中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」

と、第6条中「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」と、第9条中「別表に定める使用料」とあるのは「別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める利用料金」と、第10条中「公益上必要」とあるのは、「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第11条中「市長が規則」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て規則」と、第12条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第13条中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

(利用料金)

第20条 前条第1項の規定により共創施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者の行為)

第21条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、共創施設において物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、共創施設の供用を開始する日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

別表 (第9条関係)

区分		単位	使用料の額
市民(市内に在住し、在勤し、 又は在学する個人をいう。以 下この表において同じ。)	会議室	30分	220円
	共創スペース	1日	2,000円
		1月	10,000円
市民以外の者(個人に限る。)	会議室	30分	440円
	共創スペース	1日	3,000円
		1月	15,000円

備考

- 1 使用者(市内に在住する者を除く。)が営利を目的として会議室を使用するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。
- 2 1月の単位で使用の承認を受けた者が月の中途から使用を開始し、又は終了する場合の当該月の使用料の額は、日割りによって計算して得た額とする。
- 3 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、第10条(第19条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による減額後の使用料の額又は日割りによって計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。